物販コンサルティング業務契約書

第１条 （業務契約書）

乙は甲に対し、甲の発展に寄与するため、物販業務等を通じて甲の向上に行うサービスを提供するものとする。(物販コンサルティング契約という)

第２条 （信用保持）

甲または乙は、双方に信用・名誉・イメージまたはブランド価債を殴損し又はこれらに悪影響を与えるおそれのある行為を行わないものとする。

第３条 （契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より12ヶ月とし、自動更新されるものとする。

終了原因の如何に関わらず、本契約終了後も本条及び第7条、第11条、第12条の定めは有効に存続するものとする。尚、中途解約を行う場合は、甲は乙に中途解約金として

第4条に記載されている費用の未払い分を支払うものとする。

また中途解約金の支払い期限については、契約撤回を申し出た日より10日以内とする。

第4条(費用)

1甲は乙に対して、本件業務契約金として、金330,000円(税込)を支払うものとする。

2支払いは一括とし、費用は乙の指定する支払い方法に従うものとする。

また、金融機関の口座に振込送金の場合の振込手数料は甲の負担とする。

3契約日より1ヵ月後を期限とする。

4甲が本契約に基づく費用の支払いを怠った際は、年14.6%の割合(年365日の日割計算) による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第5条 (通知義務)

甲及び乙は以下の各号のいずれか一つに該当する場合は、乙に対し、予めその旨を

書面又は電子メール及びSNSにて通知しなければならない。

1個人及び法人の名称又は商号の変更

2代表者の変更

3個人及び法人の本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更

第６条（相殺）

乙は、本契約、その他の甲と乙の間で締結された契約に基づき乙が甲に対して負担する

債務と、本契約、その他の甲と乙の間で締結された契約に基づき乙が甲に対して有する債権 とを、その債権債務の履行期限の如何にかかわらず、いつでもこれを対当額において相殺 することができる。

第７条（機密保持）

1甲及び乙は、互いに本契約に基づき知り得た相手方が機密と指定する情報を機密として

保持しなければならない。よって相手方より開示又は貸与を受けた技術上、販売上、その他一切の業務情報(本契約の内容を含む)につき、善良なる管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の同意を得ることなしに本契約の目的以外への使用、及び譲渡等の処分を行ってはならず、また開示漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものと証明できる

場合はこの限りではない。

2相手方から開示された、又は知り得た時点で既に公知公用であったもの、又はその後自らの責めによらず公知公用になったもの。

3相手方から開示された、又は知り得た時点で既に自らこれを保有していたもの及び

取得する以前に既に知得していた情報。

4取得した後に自己の責によることなく、公知公用となった情報。

5第三者から秘密保持義務を負うことなく適法且つ正当に入手・取得したもの。

6法令の定めに基づき官公庁から開示を強制されたもの。

7独自に開発した情報

8前項の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

第 8 条 (弊社の免責事項)

乙は、次の各号に該当する事項については責任を負わないものとする。

1甲にとって積極的・肯定的な効果を生じせしめること

2甲にとって消極的・否定的な効果を生じせしめたこと

3アプリ側の急なポリシーの変更に伴うアカウント停止や削除のリスク

4アプリ側の仕様変更に伴う本件貸与物の使用及び収益の是非する。

第 9条(契約の解除)

1乙は甲が本契約に違反した場合、本契約を解除することができる。

なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

2甲は下記各号の一つにでも該当したときは、相手方は何ら催告なくして直ちに契約を

解除することができる。

3故意又は過失により本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を求められたに

かかわらず是正を行わないとき

4本契約に違反したとき

5仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき

6破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続き申立てを受けたとき、又は自ら申立てをしたとき

7その他各号に類する不信用な事実があるとき

8その他、甲が社会的信用を失墜し又はそのおそれがあり、本契約を存続しがたいと乙が認めたとき

9甲が、前項各号のいずれかに該当した場合、本契約、個別契約その他の甲と乙の間で締

結された契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、甲は乙に対し、その時点において甲が負担する一切の債務とそれに係る損害額を直ちに一括して弁済しなければならない。

第 10条 (暴排条項)

委託者及び受託者は、相手方に対し、本契約締結以前及び本契約期間中において、自己及び自己が実質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、保証し、誓約する。

1反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団

及びその関係団体又はその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する

団体もしくはその構成員又は個人。以下「反社会的勢力」という。)でないこと。

2主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。

3反社会的勢力を利用しないこと。

4反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと。

5役員等が反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。

6自ら又は第三者を利用して次の行為を行わないこと。

7暴力的な要求行為

8法的な責任を超えた不当な要求行為

9取引に関して、詐欺的手法を用いあるいは脅迫的な言動を行う、又は暴力を用いる行為

10風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の

業務を妨害する行為

9その他本号1から10に準ずる行為

第 11条(損害賠償責任)

甲又は乙が、故意又は過失によって本契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、相手方に現実に生じた直接かつ通常の損害の範囲でこれを賠償する責を負う。尚、この場合に

おける損害賠償金100万円を基準額とする。

第 12条 (紛争解決事項)

1本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意を持って協議決

定ないしは解決するものとする。

2委託者及び受託者は、国内外の諸法令、諸規則を遵守し、これに従うものとし、本契約

の準拠法は日本法とする。

3万が一協議の整わざる場合は、大阪地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判

所とする。

年　　　月　　　日

(1) 甲

住所　　　〒

名前

電話番号

(2) 乙

住所　　AXIS株式会社

大阪府門真市沖町17−22

名前　　代表取締役 石田 敏彦

電話番号　070−4007−8394